

## 相模原市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に基づき、教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校(相模原市立学校の設置に関する条例(昭和39年相模原市条例第30号)本則の規定により設置された学校をいう。以下同じ。)との間の情報の共有を図るとともに、地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置及び定数)

第3条 教育委員会は、相模原市立の小学校、中学校及び義務教育学校の各通学区(以下「学校区」という。)に推進員を置くことができる。

2 推進員の数は、地域学校協働活動推進事業を実施する1の学校区につき原則1人(義務教育学校は前期課程と後期課程に各1人)とする。ただし、地域や学校等の実情を考慮の上、中学校区(中学校の通学区域)単位で推進員を置くこと、1の学校区に推進員を複数人で分担すること及び同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、校長が地域学校協働活動推進員推薦書(第1号様式)により推薦し、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び解嘱)

第5条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障その他特別の理由により活動の継続に支障があると認める場合
- (2) 推進員から委嘱の辞退の申出があり、やむを得ない理由があると認める場合
- (3) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認める場合  
(活動内容等)

第6条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域や学校の実情に応じた地域と学校の協働活動の企画・立案
- (2) 学校運営協議会、地域住民、民間企業、団体、機関等の関係者との連絡調整
- (3) 地域ボランティアの募集、確保及び配置調整
- (4) 地域学校協働本部の運営に関する活動
- (5) 地域住民への情報提供、助言、活動の促進等
- (6) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

2 教育委員会は、前項に規定する推進員の活動に対し、推進員が提出する地域学校協働活動推進員活動報告書(第2号様式)に基づき、予算の範囲で謝金を支払うものとする。

(服務)

第7条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 関係法令を遵守し、地域住民、実施団体、学校、各種団体等との連携のもと、実施団体の地域学校協働活動の推進に寄与すること。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は地域住民、実施団体、学校等の不名誉となるような行為をしないこと。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用しないこと。
- (4) 前条第1項に規定する活動(自身が参加する立場でのボランティア活動を除く。)をしたときは、活動時間、活動内容等を記録し、教育委員会に報告すること。

(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 推進員の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(相模原市地域学校協働活動推進員設置要綱 第4条関係)

年度 地域学校協働活動推進員推薦書

年 月 日

(宛先) 相模原市教育委員会

学校名

校長名

次の者を、相模原市地域学校協働活動推進員として推薦します。

氏名	(ふりがな)
	.....
住所	〒 電話 ( ) - 電子メールアドレス※1 @
属性(※2)	
推薦理由	

※1 電子メールアドレスは、教育委員会からの情報提供等に利用します。電子メールアドレスが無い場合は記載不要です。

※2 「属性」については、例を参考に記載してください。

(例：PTA役員、元PTA役員、保護者、元保護者、子ども会役員、読み聞かせボランティア、NPO会員、自治会長、民生委員・児童委員など。学校との関係が分かる記載をお願いします。)

第2号様式(相模原市地域学校協働活動推進員設置要綱 第6条関係)

年 月 日

地域学校協働活動推進員 活動報告書 ( 年 月分)

(宛先) 相模原市教育委員会

推進員氏名 \_\_\_\_\_

活動実績について次のとおり報告します。

1 活動の内容等

活動日	活動時間 (24時間表記)	時間数	活動内容	活動への参画者(イベント参加者は除く)				活動種別
				地域住民	児童・生徒	教職員	その他	
	: ~ :			人	人	人	人	
	: ~ :			人	人	人	人	
	: ~ :			人	人	人	人	
	: ~ :			人	人	人	人	
	: ~ :			人	人	人	人	
	: ~ :			人	人	人	人	
	: ~ :			人	人	人	人	
合計		時間※		人	人	人	人	—

※月の活動時間の合計における1時間未満の端数は切り捨てることとする。

【活動種別の内訳】

- ① 地域や学校の実情に応じた地域と学校の協働活動の企画・立案
- ② 学校運営協議会、地域住民、民間企業、団体、機関等の関係者との連絡調整
- ③ 地域ボランティアの募集、確保及び配置調整
- ④ 地域学校協働本部の運営に関する活動
- ⑤ 地域住民への情報提供、助言、活動の促進等
- ⑥ その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動(活動の詳細を上記「活動内容」に御記入ください)

2 その他(特に報告する事項)

※学校処理欄 (学校名) \_\_\_\_\_ (校長氏名) \_\_\_\_\_

(地域連携担当) \_\_\_\_\_ (確認日) \_\_\_\_\_